

新潟市行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第40号

新潟市行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(弁明書の添付書類)

第2条 処分庁は、法第29条第2項に規定する弁明書を提出する場合において、処分庁が次に掲げる書類を保有するときは、同条第3項第1号に掲げる弁明書にこれらを添付するものとする。

- (1) 新潟市行政手続条例（平成9年新潟市条例第2号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 新潟市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(審理員意見書の添付書類)

第3条 審理員は、法第42条第1項に規定する審理員意見書を審査庁に提出する場合において、処分庁から前条各号に掲げる書面の提出を受けているときは、これらを添付するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。